



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.3

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月8日

Sponsor: Australia, Cyprus, Djibouti, Dominican Republic, Estonia, Ecuador, Honduras, Netherlands, New Zealand, State of Palestine, Republic of Korea, Tunisia, and Ukraine

第25回ローマ規程締約国会議は、

1. ICC の協力義務に対して加盟国が不協力の姿勢をとった場合に、不協力の事情について対話を重ねた上で、制裁またはインセンティブの方向性を取り決める。
2. 不協力＝一括制裁ではなく、どの程度の制裁を加えるのか基準を設ける。
3. 協力を要請された国が逮捕状などを履行した後の経済的なアフターケアを制度づける。
4. 大国による反発を最低限防ぐために、制裁を下す事態は最小限に抑え、基本的には国際社会での情報共有、定期評価を導入する。
5. ICC 自体の権限を強めすぎず、判事や裁判官の人材育成にも力を入れる。
6. 大国による不当な外交的圧力を認めないというローマ規程を制定し、司法の独立性を守る。
7. ICC の資金源に関しては、国の所有する金額を 100%とし、すべての国に共通の割合で資金を調達していく。そうすることで公平性が保たれる。
8. 自国の負担している資金分を支払わなかった場合にも利息や罰則は設けない。
9. 介入されたことによる各国からの反発から ICC 職員を守るため国際的免責を強化す
10. ICC 職員への制裁や圧力はいかなる理由があっても認めないという旨のローマ規程を制定する。